

教育財産の用途廃止について

次のとおり教育財産の用途を廃止する。

2009年（平成21年）4月10日提出

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木 柿 己

1 教育財産の内容

- (1) 所在地 藤沢市鵠沼神明五丁目10番9号
 (2) 名称 藤沢市立第一中学校
 (3) 建物

施設名称	構造	面積	図面番号
校舎	鉄筋コンクリート造3階建	1,014 m ²	①
校舎	鉄筋コンクリート造2階建	2,707 m ²	②
校舎	鉄筋コンクリート造3階建	1,118 m ²	③
塵芥集積所	コンクリートブロック造平屋建	11 m ²	④
校舎	鉄筋コンクリート造2階建	568 m ²	⑤
校舎	鉄筋コンクリート造3階建	353 m ²	⑥
校舎	鉄筋コンクリート造平屋建	117 m ²	⑦
焼窯庫	コンクリートブロック造平屋建	11 m ²	⑧
特別教室棟	鉄筋コンクリート造2階建	465 m ²	⑨
合 計		6,364 m ²	

2 教育財産の評価額

340,405千円

- 3 用途廃止する理由
改築による解体のため
- 4 用途廃止する期日
教育長の定める日

提案理由

この議案を提出したのは、学校施設の整備を図るため老朽化した教育財産の用途を廃止する必要がある。

参 考

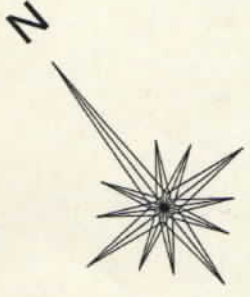
地方自治法 抜粋

(公有財産に関する長の総合調整権)

第238条の2

3 普通地方公共団体の委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものは、その管理に属する行政財産の用途を廃止したときは、直ちにこれを当該普通地方公共団体の長に引き継がなければならない。

第一中学校



財産廃止対象建物

